

浜情委第141号

平成30年8月3日

浜松市長 鈴木康友 様  
(道路企画課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会  
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年11月13日付け浜土道企第190号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「昭和51年度から昭和55年度までの浜松市西区篠原町(旧浜松市篠原町)篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第118号)

## 1 委員会の結論

浜松市長が却下とした処分は妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 平成29年7月24日、審査請求人は、「昭和51年度から昭和55年度までの浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開請求をした。
- (2) 平成29年8月7日、処分庁は、請求のあった公文書が浜松市情報公開条例の適用外公文書であったため、請求を却下する決定を行い審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年11月6日、審査請求人は（2）の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成29年11月13日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

### (1) 審査請求の趣旨

本件却下決定を取消し、本件公開請求の対象となる公文書の全部を公開するよう求める。

### (2) 審査請求の理由

審査請求人が公開を請求した文書（以下、「当該文書」という。）は、昭和51年度から昭和55年度までに実施機関が取得した永年保存文書なので目録が整備されているはずであって、目録を整備していないことを「請求を却下する理由」とすることは、虚偽の理由の提示であり、当該文書を公文書公開却下とする理由はない。

## 4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、実施機関が本件請求対象文書を浜松市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）の適用外公文書と判断したこと及び本件請求を情報公開条例第11条第2項により却下したことは妥当かどうかである。

### (1) 本件公開請求に係る公文書の位置付け及び請求の適法性

#### ア 本件公開請求に係る公文書の位置付け

情報公開条例附則第2項の規定により、平成13年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、情報公開条例の規定は適用しない。ただし、改正前の浜松市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書のうち、規則で定めるものについては、情報公開条例の適用はあることとし、浜松市情報公開条例施行規則（平成13年規則第45号。以下「規則」という。）第12条において、情報公開条例附則第2項の規則で定める文書を規定している。

規則第12条では当該文書を、(i) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得し

た文書、図画及び写真であって、決裁、供覧又はこれらに準ずる手続（中略）が終了し、実施機関が管理している公文書のうち、平成9年4月1日以後に事案処理手続が終了したもの、又は（ii）保存期間が永年と定められている公文書のうち、マイクロフィルムに撮影された公文書その他の目録が整備されている公文書であって、平成9年3月31日以前に事案処理手続が終了したものとしている。

本件公開請求に係る公文書は、平成9年4月1日前に事案処理手続が終了したものであることから、（i）には該当しない。さらに、（ii）について、保存期間は永年であるものの、目録が整備されていない公文書であるため、（ii）にも該当しない。

よって、本件公開請求に係る公文書は情報公開条例が適用されない公文書である。

#### イ 本件公開請求の位置付け

アより、本件公開請求に係る公文書は情報公開条例が適用されない公文書である。したがって、その公開請求は情報公開条例附則第3項に規定する公開の申出として行うべきところ、審査請求人は、情報公開条例第6条第1項に基づき公開請求しており、その請求は形式上の不備がある不適法な請求である。

#### (2) 本件公開請求に係る補正の意義

本来、形式上の不備がある請求に対しては、請求者にその補正を求める必要がある。しかしながら、本件公開請求について、公開請求に係る公文書がそもそも存在しなかったものなのか、紛失等の理由により不存在であるか、その経過は不明であるものの不存在であったことから、仮に審査請求人が補正に応じて情報公開条例附則第3項に規定する公開の申出をしたとしても、実施機関としては文書不存在を理由に非公開であることを通知するにとどまり、審査請求人が求める公文書を公開できないことには変わらない。

それよりも、浜松市情報公開事務取扱要綱第9条に規定する不適法な請求に対して用いるべき様式である公文書公開却下通知書により通知し、その中で本件公開請求の公文書が文書不存在である旨を通知する方が、審査請求人の立場に寄り添っていると判断したものである。

## 5 委員会の判断

### (1) 本件に係る法令等の規定について

#### ア 条例が適用される公文書

情報公開条例が適用される公文書は、附則第2項において、平成13年4月1日以降に職員が作成し、又は取得した公文書に限定するとともに、同項ただし書において、平成13年3月31日までに作成・取得した公文書のうち、規則第12条各号で定める、改正前の浜松市情報公開条例が適用対象としていた平成9年4月1日以後に事案処理手続が終了した公文書と保存期間が永年とされている公文書のうちマイクロフィルムに撮影された公文書その他目録が整備されている公文書も、その適用の対象としている。

## イ 却下について

情報公開条例には却下の規定はないが、情報公開条例第11条第2項において、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと、全部を非公開とする決定について規定しており、請求対象公文書が情報公開条例の適用対象外であるときも公開しない旨の決定を行うこととなっている。

ただし、この場合の手續について、浜松市情報公開事務取扱要綱第9条において、請求に係る公文書が情報公開条例附則第2項の適用外公文書である場合は、請求を不適法として却下するものとし、公文書公開請求却下通知書により請求者に通知することが規定されている。

なお、公文書公開請求の手續においても総則的に適用される浜松市行政手續条例（平成8年浜松市条例第69号）第6条で、行政庁は条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないと規定し、市は不適法な申請に対して補正を求め、又は拒否することを定めている。

### (2) 本件公開請求に係る公文書について

情報公開条例附則第2項において、平成13年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書は、同項ただし書に規定するもの（規則第12条各号に該当するもの）に限り、情報公開条例を適用することとしており、本件公開請求に係る公文書は、平成9年4月1日前に事案処理手續が終了したものであり、かつ、保存期間は永年であるものの、目録が整備されていない公文書であるため、規則第12条各号のいずれにも該当しない。よって、情報公開条例が適用されない公文書である。

なお、昭和46年作成の文書分類表の編成方針を見分したところ、公文書目録の作成についての記載はない。よって、昭和46年以降の公文書のすべてについて公文書目録が作成されているものではない。

### (3) 本件却下決定について

(2)のとおり本件公開請求に係る公文書は、情報公開条例が適用されない公文書であるため、不適法な公文書公開請求である。不適法な公開請求に対しては、情報公開条例第11条第2項により公開しない旨の決定を行い、浜松市情報公開事務取扱要綱で定める手續に従って請求の却下を通知することとなっている。実施機関が、本件公開請求に係る公文書が情報公開条例の適用外公文書であることを理由に、本件公開請求を却下したことは妥当である。

以上のことから、実施機関が却下とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月13日	諮問を受けた。
12月 1日	審査庁から弁明書を受理した。
12月27日	審査庁から反論書を受理した。
平成30年 4月17日	諮問の検討を行った。
7月 3日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順